

「学校施設の防災力強化プロジェクト委託事業」

成果報告書

平成 24 年度 文部科学省委託事業

八雲中学校校区連携推進協議会

目 次

1. 概 要	
(1) 事業の概要	1
(2) 事業の趣旨・目標	1
(3) 事業計画及びスケジュール	2
(4) 実施の体制	3
2. 事業の内容について	
(1) 検討に入る前の課題の整理	4
(2) 検討すべき事項の整理	
①考え方の整理	5
②詳細な検討事項の整理	6
③各検討項目についての検討	
(a) 災害対策本部の設置	7
(b) 地域や関係機関との連絡会議の設置	9
(c) 防災体制に関するマニュアルの作成（避難行動マニュアル）	10
(d) 児童生徒の引渡し方法	15
(e) 保護者や関係機関、地域自治会との連絡体制の整備	16
(f) 備蓄品の確保	16
(g) 避難所運営への関わり方	17
(h) 学校施設の点検項目の見直し	18
(i) 防災教育の実施	20
3. 策定された事項と今後の課題	
(1) 八雲中学校区小中学校の防災力強化検討委員会で策定された内容	21
(2) 事業の実施により見えてきた課題	21

1. 概要

(1) 事業の概要

本事業は八雲中学校校区連携推進協議会が文部科学省から委託を受けた「学校施設の防災力強化プロジェクト委託事業」であり、「災害に応じた防災体制や避難所としての機能」、「学校施設の安全点検の実施方法」等を検討し、学校防災マニュアルを作成することを目指す。

(2) 事業の趣旨・目標

近年、守口市教育委員会においては、地域住民の避難施設となる体育館の耐震化を優先に実施してきたところであり、平成25年度までに市内の小中学校（統合予定校を除く）の校舎の耐震工事を計画しているところである。一方、守口市は阪神淡路大震災以降大きな災害は発生しておらず、小中学校においては十分な防災マニュアルは作成されてこなかった。

しかしながら、守口市の周辺には、淀川水系や上町断層、生駒断層が隣接しており、また、日本の南には南海トラフが存在していることから、将来において大規模災害が発生する危険性が高いと考えられている。

このため、大規模な災害が発生した場合、児童生徒の安全を確保することをはじめ、地域の避難所でもある小中学校に避難してくる地域住民に対しても迅速かつ適切に対応するため、災害発生時における学校防災体制の見直しを図るとともに、学校と地域だけでなく行政（市役所防災担当・教育委員会）とも連携を図れる体制を構築する必要がある。

このことから、学校関係者や地域代表者、有識者等による検討委員会を設置し、八雲中学校区の小中学校の防災マニュアルを作成する。

また、八雲中学校区の事例が守口市の他の中学校区の規範となるよう周知を図る。

【八雲中学校校区の概要】

◇地区人口：14,520人（H23年度調査）

◇避難場所

- ・指定避難所（2か所）：守口市立八雲小学校、守口市立下島小学校
（台風や大雨、また地震の時などに開設します。）
- ・臨時避難所（2か所）：守口市立八雲中学校、大阪府立守口東高校
（指定避難所がいっぱいになったりしたときに、必要に応じて開設します。）
- ・広域避難地：淀川河川公園
（普段は、特に解説などの措置は取りませんが、地震や大火災のときなどには、避難することができます。大災害時には、職員などが対応します。）
- ・一時避難所：下島公園
（震災時のみ）

(3) 事業計画及びスケジュール

① 検討委員会の開催

- ・八雲中学校区小中学校の防災力強化検討委員会の開催
計5回開催（8月20日、10月31日、12月14日、1月10日、2月4日）
- ・八雲中学校区小中学校の防災力強化検討委員会幹事会の開催
計5回開催（8月16日、10月19日、1月10日、1月21日、2月18日）

② 学校施設の実態調査

- ・学校施設等の点検項目の調査を実施
実施日：11月9日（金）
実施場所：守口市立下島小学校

③ 避難訓練等の実施

- ・守口市が行う地域の防災訓練に児童生徒が参加し、実践を想定した防災訓練の実施
実施日：11月25日（日）
実施場所：守口市立八雲中学校

④ 防災マニュアルの作成

- ・上記手法により得られた意見や検証結果を踏まえ防災マニュアルを作成
- ・防災意識向上を図るため市内各学校のほか、地区公民館等公共施設に配布。

⑤ その他

- ・兵庫県教育委員会への訪問（防災に関する取り組みに関する調査）
実施日：平成24年10月5日（金）10:00～
訪問先：兵庫県教育委員会事務局 教育企画課
対応者：主任指導主事 防災・情報教育係長 野口 博史
主任指導主事 生田 淳仁
訪問者：田中妙子委員（下島小学校長）、福岡知子委員（指導部長）
西 哲郎委員（管理部学校施設整備監）
- ・防災に関する講演会に出席
開催日：平成24年12月8日（土）
講師：関西大学 河田恵昭教授
演題：地域防災の推進について

(4) 実施の体制

①八雲中学校区小中学校の防災力強化検討委員会

学校長や地域代表者、有識者（大学教授、建築士）、市役所防災担当者、教育委員会が、児童生徒の安全確保や学校と地域の防災に関する取り組みなどを様々な視点から検討を行い、学校防災マニュアルの直しを行う。

・ 防災力強化検討委員会構成委員（敬称略）

委員長 田中妙子 委員（守口市立下島小学校長）

副委員長 福岡知子 委員（守口市教育委員会 指導部長）

委員 藤田善正 委員（守口市立八雲小学校長）

委員 廣瀬 浩 委員（守口市立八雲中学校長）

委員 小川 勝 委員（北部公民館八雲地区運営委員長）

委員 奈良田安弘 委員（北部公民館下島地区運営委員長）

委員 河田恵昭 委員（関西大学社会安全研究科 教授）

委員 小嶋和平 委員（大阪府建築士会 監事）

委員 南 一義 委員（守口市市民生活部 危機管理課長）

委員 鳥野洋司 委員（守口市教育委員会 管理部長）

委員 松 良之 委員（守口市教育委員会 生涯学習部長）

委員 西 哲郎 委員（守口市教育委員会管理部 学校施設整備監）

②八雲中学校区小中学校の防災力強化検討委員会幹事会

学校長及び教育委員会が中心となり、事業全体の調整や会議資料の作成、議題案件を事前に検討し、検討委員会終了後は委員からの意見の取りまとめを行う。

・ 八雲中学校区小中学校の防災力強化検討委員会幹事会構成員

【学 校 長】下島小学校長、八雲小学校長、八雲中学校長、

【教育委員会】指導部長、管理部長、生涯学習部長、学校施設整備監

2. 事業内容について

(1) 検討に入る前に課題の整理

本事業を実施するに当たり、学校長や地域代表者、有識者などから学校防災体制や地域防災の観点からの学校の問題点や課題について意見を聴取した。

主な課題は以下のとおりである。

【学校関係者】

- ・ 緊急時における非常用電源が確保されていない。
(停電となった場合、児童生徒への避難指示や関係機関との連絡調整に支障が出る)
(自家発電機器などが備えられていない)
- ・ 学校施設の老朽化により避難施設設備が使用できない。
(非常階段が錆などの劣化により、使用することが危険な状態にある(他校の事例))
- ・ 避難所としての機能が十分でない
(指定避難所以外はほとんど備蓄品が備えられていない)
(指定避難所以外の学校には、市役所と緊急連絡用の防災無線が設置されていない)
- ・ 避難体制が十分でない
(運動場に避難後の避難行動計画が検討されていない)
(授業時間以外の避難訓練が実施されていない)
- ・ 非常時における緊急連絡体制が整備されていない
(保護者へ連絡がつかない場合がある)

【地域代表】

- ・ 学校の施設の配置がわからない
(不審者侵入対策のためやむを得ないが、地域住民が学校に訪問する機会が減っている。)
- ・ 避難場所が把握されていない
(避難所の指定や臨時などの位置づけが理解されていない。いつ開設されるかわからない。)
- ・ 学校までの経路にも危険な個所がある
(細い路地が多く家が倒壊することにより道が塞がれたり、下敷きになる可能性がある)

【有識者】

- ・ 学校施設の耐震化が実施されていない
(施設の老朽化など学校施設が耐震化されていないと本事業が成り立たない)

【学校関係者】

- ・ 学校施設の避難所への開放ゾーン分けがされていない。
(過去の災害において普通教室も避難所として開放していたため、学校再開に支障を出た)

以上のとおり、施設面(ハード)・運用面(ソフト)において様々な問題点・課題があげられた。

なお、マンホールトイレなどは、既に整備が進められており、学校施設の耐震化や防災行政無線の設置についても今後、整備が予定されているなど、施設面での改善は行われている。

(2) 検討すべき事項の整理

①考え方の整理

学校の防災力強化に向けて、検討すべき事項を取りまとめたうえで、学校として備えるべき事項や学校施設設備の安全点検、防災教育について検討することとした。

検討に当たり、先に示された多くの問題点・課題について検討した場合、検討範囲が大きくなることから、要点を絞り込み、学校として『災害発生後、迅速に対応すべきこと』が何であるかを示し、その上で、学校として『災害発生前に備えておくべきこと』が何であるかを検討することとした。(図1を参照)

『災害発生後、迅速に対応すべきこと』として、以下の3点を示した。

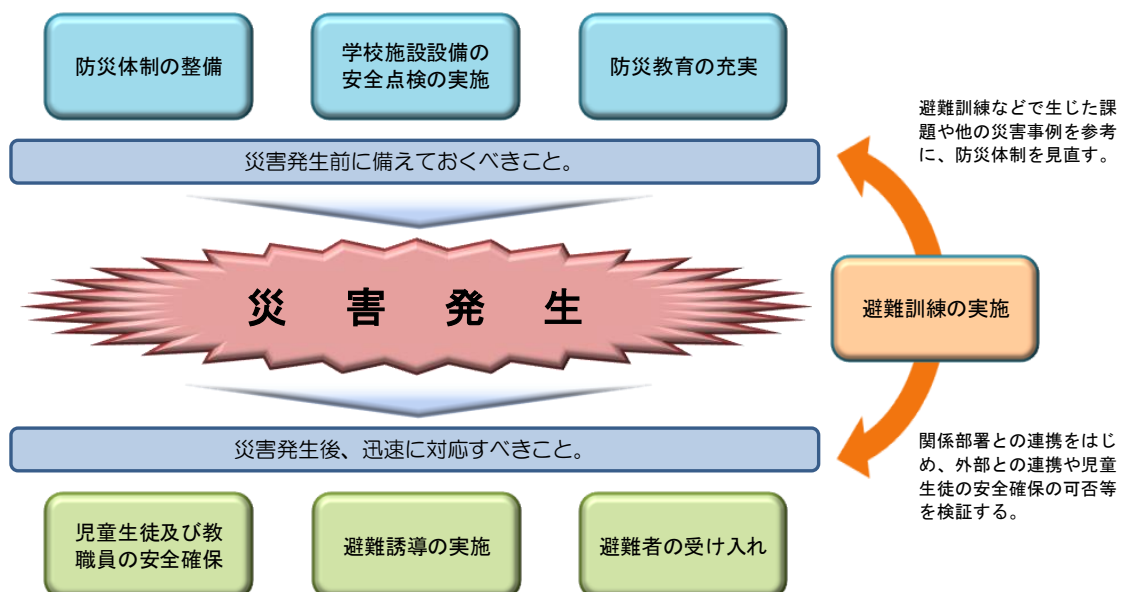
- ・ 児童生徒及び教職員の安全確保
- ・ 避難誘導の実施
- ・ 避難者の受け入れ

上記の件を踏まえ、『災害発生前に備えておくべきこと』として、以下の3点をまとめた。

- ・ 防災体制の整備
- ・ 学校施設設備の安全点検の実施
- ・ 防災教育の充実

さらに、上記に示された『すべきこと』が、適切かつ迅速に行えるとともに、よう、『避難訓練の実施』により、継続的な訓練と検証を行うこととした。

図1 防災力強化に向けての考え方



②詳細な検討事項の整理

前項目で示された『災害発生前に備えておくべきこと』について、さらに検討事項を細分化し、それらについて検討することとした。

- ・ 学校の防災体制の根幹をなし、地域住民の避難行動の支援、関係機関との連絡体制の確立することを目的とする→『防災対策本部の設置』
- ・ 災害発生時において、学校や地域の避難行動と行政が行う災害対策などが、円滑して動けるよう、事前の協議体制の確立することを目的とする
→『地域や関係機関との連絡会議の設置』
- ・ 児童生徒を安全かつ迅速に避難させ、地域の避難港にも対応するなど災害に応じた行動をとれることを目的とする。
→『防災体制に関するマニュアルの作成（行動マニュアル）』
- ・ 地震等の発生時において、書棚の転倒や教材の落下などを未然に防ぐことを目的とする→『学校施設の点検項目の見直し』
- ・ 児童生徒に災害の危険性の知識や様々な防災活動の意義などの知識を得ることを目的とする→『防災教育の実施』

上記の検討事項に連動して必要となる事項についても、併せて検討する。

- ・ 被災時や警報発令時における円滑な連絡体制の確立を目的とする
→『保護者や関係機関、地域自治会との連絡体制の整備』
- ・ 児童生徒を安全かつ確実に保護者に引き渡すことを目的とする
→『児童生徒の引渡し方法』
- ・ 帰宅困難な児童生徒のために必要となる物品の確保を目的とする
→『備蓄品の確保』
- ・ 避難所開設後に学校としての関わり方の考えを示すことを目的とする
→『避難所運営への関わり方』

以上、検討すべき項目については、次のとおりである。

- (a) 災害対策本部の設置
- (b) 地域や関係機関との連絡会議の設置
- (c) 防災体制に関するマニュアルの作成（避難行動マニュアル）
- (d) 児童生徒の引渡し方法
- (e) 保護者や関係機関、地域自治会との連絡体制の整備
- (f) 備蓄品の確保
- (g) 避難所運営への関わり方
- (h) 学校施設の点検項目の見直し
- (i) 防災教育の実施

③各検討項目についての検討

(a) 災害対策本部の設置

災害発生時において、児童生徒の安全を確保しつつ、避難してくる地域住民を避難所に誘導し、関係機関等との連絡を密にするため、災害対策本部を設置する。

各小中学校にはすでに自生消防組織が設置されており、教職員は様々な役割を担い、学校の火災その他事故発生時に、その被害を最小限度にとどめるため活動を行っている。各学校の防災計画における役割は以下のとおりである。

【八雲小学校】

総指揮：校長

副指揮：教頭

通報連絡係（2名）、児童・誘導係（6名）

警戒・工作係（4名）、初期消火係（4名）

救護係（4名）、非常持出係（4名）

【下島小学校】

消防隊長：校長

教頭

通報連絡係（1名）、初期消火係（3名）

避難誘導係（各担任）、児童係（11名）

警戒係（2名）、非常持出係（3名）

工作係（2名）、救護係（6名）

【八雲中学校】

自衛消防責任者：校長

副責任者：教頭

通報連絡係（2名）、初期消火係（4名）

避難誘導係（10名）、救護係（6名）

工作係（4名）

上記の各校での係の設置数等に差はあるが、それぞれの担っている役割は、共通していることから、以下のように防災体制を編成する。（図2を参照）

- ・ 避難誘導係 ・ ・ ・ 児童生徒の避難誘導、保護者への連絡、児童生徒の保護者への引き渡し
- ・ 初期消火係 ・ ・ ・ 消火器・消火栓による消火
- ・ 救 護 係 ・ ・ ・ 児童生徒（負傷者）の看護、建物内部の人命検索・救助
- ・ 工 作 係 ・ ・ ・ 建物の被害状況の確認、発火その他盗難の警戒、電気の切断防火扉の閉鎖又は開放、危険防止
- ・ 非常持出係 ・ ・ ・ 重要書類等の持ち出し
- ・ 通報連絡係 ・ ・ ・ 火災の通報、消防隊の誘導、市役所との連絡調整、地域自治会・PTAとの連絡調整、連絡伝達業務、情報収集

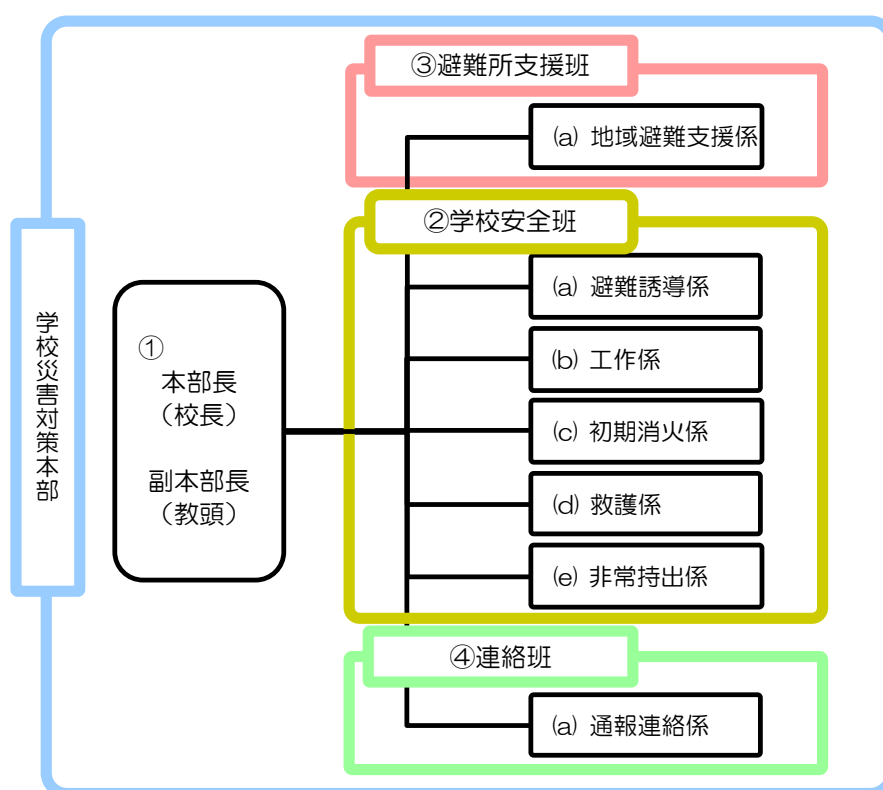
今回の見直しにおいて、地域の課題でもあった、学校施設の配置がわからないことによる避難行動時の混乱を防ぐため、新たに地域の避難行動を支援する係を設ける

- ・ 地域避難支援係・・・地域住民の避難誘導、避難所運営等の支援

また、各係については、児童生徒等の安全を確保する『学校安全班』、地域の支援する『避難所支援班』、関係機関等の連絡調整する『連絡班』の3班に分け、各班が連携してそれぞれの役割を遂行するとともに、これらを統括するものとして、部長、副本部長（学校防災体制の統括、各係への指示）を設置する。

各係が安全かつ適切な活動ができるよう必要な物品を整備する必要がある。

図2 学校災害対策本部



- ※ 校長（対策本部長）が災害により負傷したり、出先で連絡が取れなくなった場合のため、本部長の代理をあらかじめ決めておくことが望ましい。
- ※ 連絡班は、他の地方公共団体では、校長・教頭が関係機関との連絡調整を担っているが、防災活動の指示と連絡調整を一時的に行うことは、負担も大きく、適切な措置に支障をきたす恐れがあること、また、情報を随時収集し、遅漏なく伝達するため、新たな班として区分することとした。

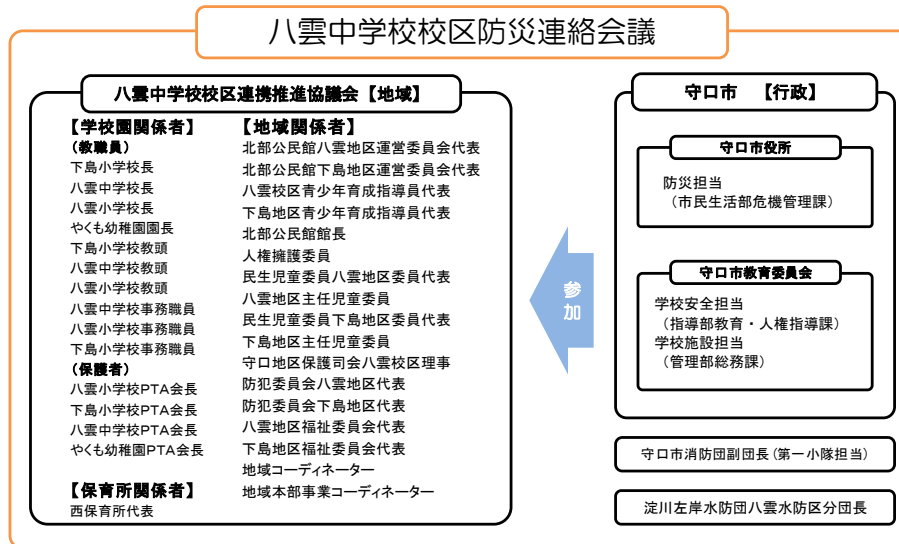
(b) 地域や関係機関との連絡会議の設置

災害発生時において学校と地域、行政が円滑に連携できるようにするため、平常時において、災害時の対応や避難所運営について協議し、地域において避難訓練や防災訓練を企画・実施を検討する場を設置する。

八雲中学校校区には、従前より「八雲中学校校区連携推進協議会」が設置されており、これまでも学校と地域が連携して様々な活動してきていることから、本協議会を母体として、行政側である「市防災担当」や「教育委員会」が参加することで、防災に関する検討の場とする。

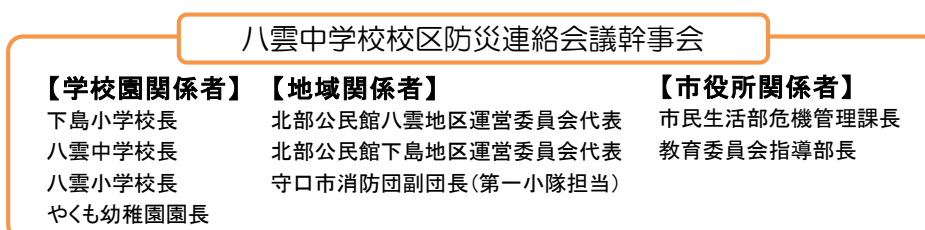
さらに、八雲中学校校区には、「守口市消防団」及び「淀川左岸水防団」が組織されており、地域の防災に関する活動に従事しておりことから、それぞれの団の代表に参加してもらうことで、より充実した防災に関する協議を行えることが期待できる。（図3-1を参照）

図3-1 八雲中学校校区防災連絡会議



八雲中学校校区防災連絡会議は総数40名（推進協議会35名、守口市3名、防災団2名）いることから、案件を協議しても取りまとめが困難と予想されるため、本連絡会議は最終意思決定の場とし、各案件を代表者で構成する事前協議の場で検討・協議することが望ましいことから、「八雲中学校校区防災連絡会議幹事会」を設置する。（図3-2を参照）

図3-2 八雲中学校校区防災連絡会議幹事会



(c) 防災体制に関するマニュアルの作成（行動マニュアル）

守口市に起こりうる様々な災害に対応した避難行動マニュアルを作成し、児童生徒の安全確保に努める。

(守口市において発生する可能性のある災害)

図 4-1 上町断層帯地震

震度 5 強～震度 7 (M7.5 程度)

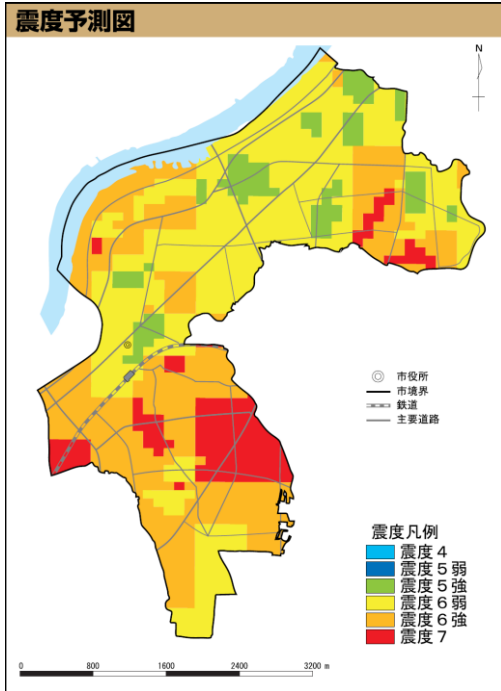


図 4-2 東南海・南海地震

震度 4～震度 6 弱 (M8.4 程度)

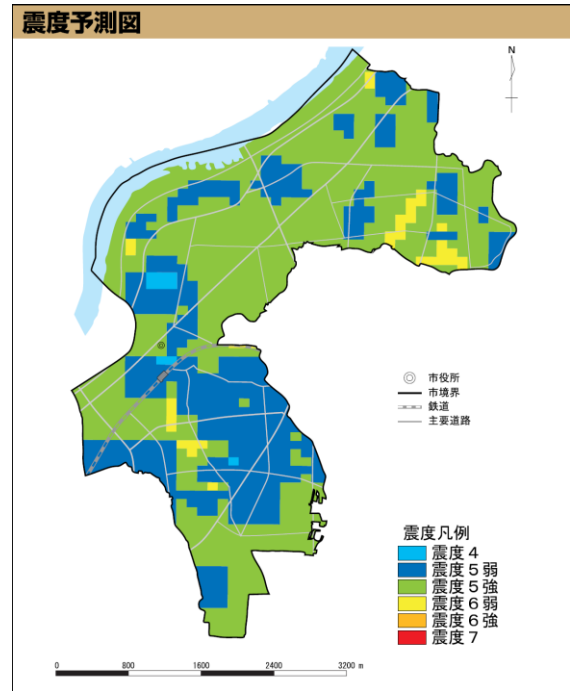


図 4-3 淀川浸水

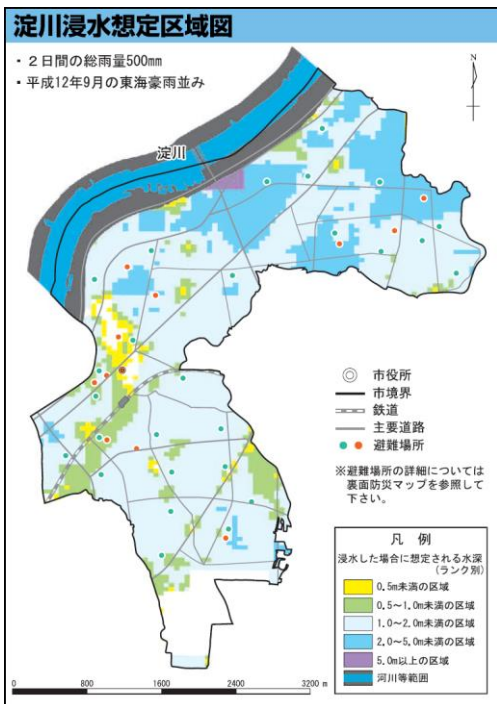
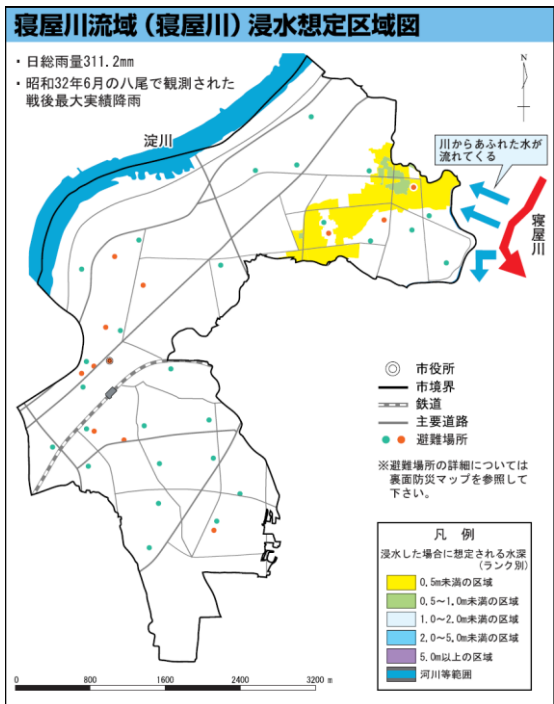


図 4-4 寝屋川流域（寝屋川）浸水想定区域図



(守口市ホームページより)

【警報・地震への対応について】

現在の守口市の小中学校は、登校前の暴風警報の発令時や震度5弱以上の地震については、安全対策の指示が示されているが、その他の警報や登校後の学校側の対応などが示されていないことから、あらゆる状況に対応した安全対策の指示を定めることとした。

具体的には、「暴風警報」と「暴風警報以外の警報」、「震度5弱以上」と「震度4以下」の場合を、「登校前」と「登校後」ごとに作成し、保護者との共通認識のもと運用されるよう周知を図ることとした。（別添資料参照）

【避難行動マニュアルの作成】

守口市において発生する可能性のある災害を踏まえ、以下の4つの避難行動マニュアルを作成した。（図4-5～図4-8）

「洪水災害時における避難行動」

「大規模地震（震度5弱以上）発生時における避難行動」

「大規模地震（震度5弱以上）及び津波災害発生時における避難行動」

「地震（震度4以下）発生時における避難行動」

図4-5 洪水災害時における避難行動

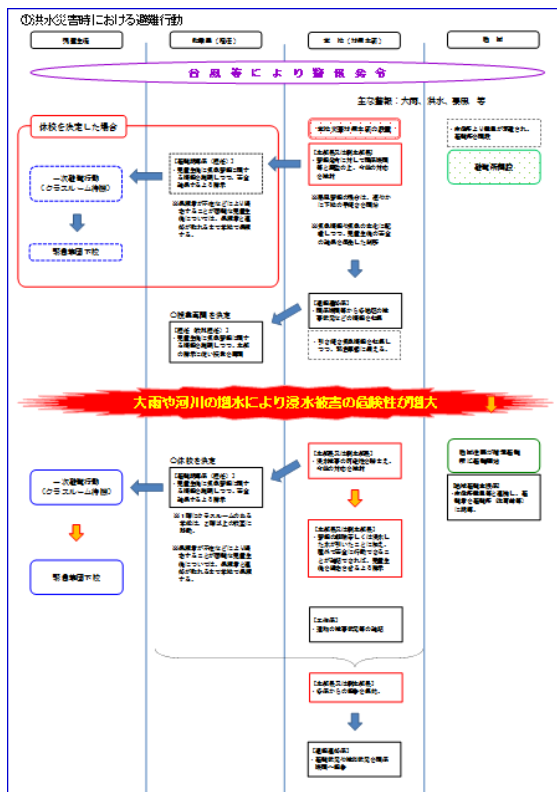


図4-6 大規模地震（震度5弱以上）発生時における避難行動

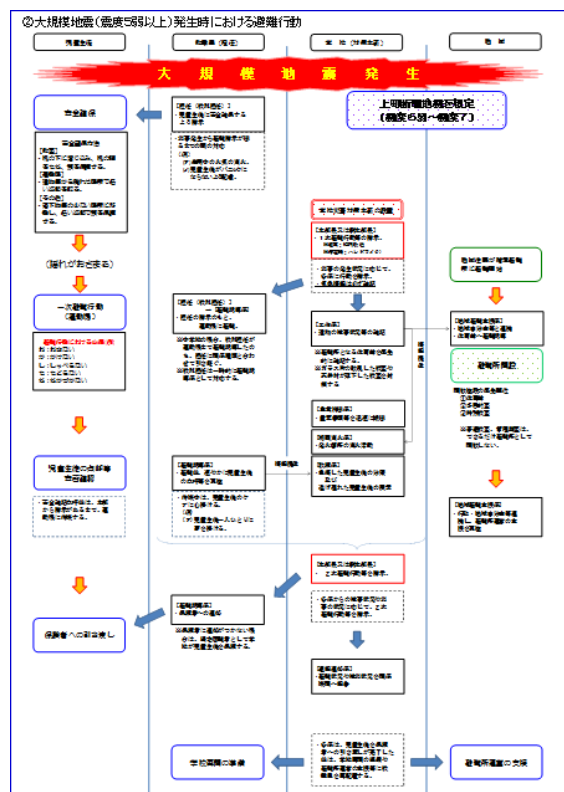


図 4-7 大規模地震（震度 5 弱以上）及び津波災害発生時における避難行動

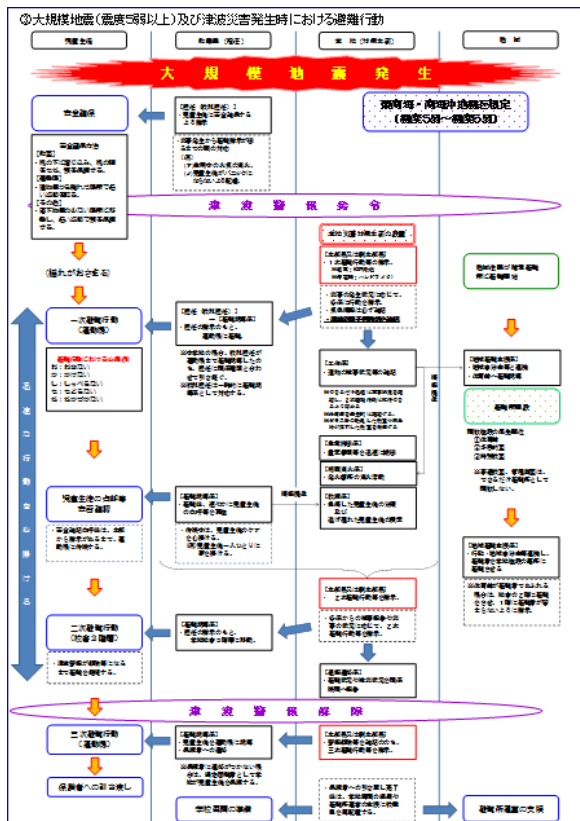
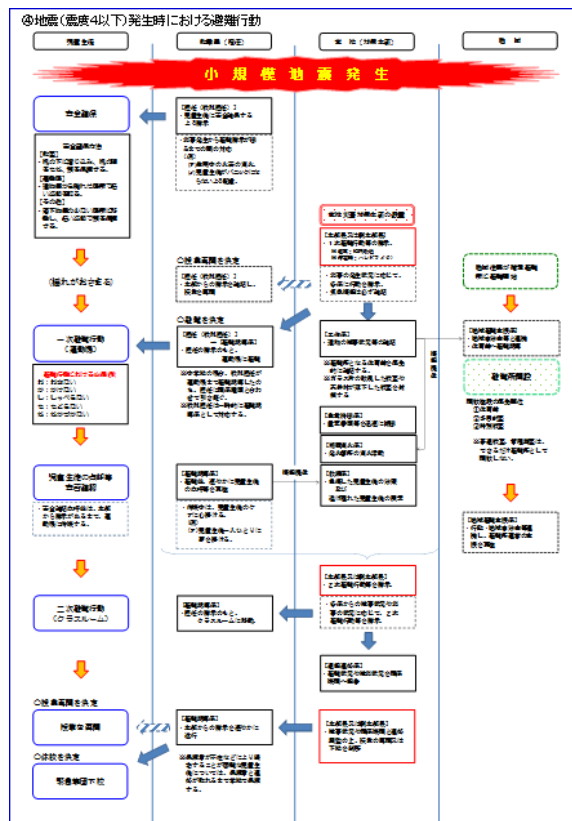


図 4-8 地震（震度 4 以下）発生時における避難行動



【学校施設の取り扱い】

大規模地震発生後、児童生徒が運動場に避難したのち、学校防災対策本部の指示により学校安全班工作係が学校施設内の被害状況を点検し、安全性を確認したのち、児童生徒は教室に移動、若しくは、避難住民を体育館へ誘導することが一般的な考えとしてきた。

しかし、大規模地震の発生後の学校施設は、耐震補強工事が行われていたとしても、必ずしも必ず安全であるとは言えず、専門家による点検を受けたのち施設に立ち入ることが望ましいとの意見があった

国土交通省が策定した「官庁施設の総合耐震計画」において学校施設は、構造体の耐震安全性の目標が「Ⅱ類」に分類されているため、最初の振動には耐えることはできるが、その後の断続的に余震が続いた場合、建物が劣化する恐れがある。また、八雲中学校区の小中学校の施設は築後 30～40 年経過している状況である。（参考 1～参考 3 を参照）

このことから、運動場に避難した児童生徒については、2次被害、3次被害の発生を防ぐことを最優先として、運動場において速やかに保護者に引き渡しをすることとする。

ただし、避難時の気象状況や運動場の被災状況、また、津波や洪水の危険性が認められるときは緊急的に教室など校舎を避難場所として使用することを検討する。

【避難施設の取り扱い】

【学校施設の取り扱い】に示したとおり、大規模地震被災後の施設の利用は2次被害等を招く恐れがあることから、地域の避難所として利用することも十分注意を払わなければならない。しかし、地域の避難所に指定されているため、学校施設の被災状況を問わず地域住民は必ず避難してくることが予想される。

余震等による2次被害を未然に防ぐには学校施設の利用は極力控えることが望ましいが、避難者を運動場等に待機させることは、地域住民の混乱を招くだけでなく、児童生徒の安全確保の観点からも、避けなければならない。

このことから、避難住民に対しては、学校防災対策本部（工作係）において、体育館等の被害状況（ガラスの散乱や建物の破損など）を確認し、安全が確認されたのち、緊急的に一時避難場所として体育館等を提供する。なお、守口市災害対策本部より避難所従事者が派遣されてきた場合、学校災害対策本部は、速やかに現状を報告し、避難所が開設されるよう支援を行う。

一時避難場所として提供する学校施設については、第一位に『体育館』、第二位に『多目的室等』、第三位『特別教室』を開放することとする。

なお、普通教室には運動場に避難した児童生徒の所持品があり、後日、引取りに来るまでの間は施錠することが望ましく、職員室等管理諸室は学校災害対策本部のほか、避難所運営本部として使用することが望ましい。

【安全対策】

児童生徒を運動場に避難させた後、学校施設の被害状況調査や消火作業、児童生徒の看護、地域住民の避難行動支援などの活動を行うに当たり、様々な機器・用具類が必要となる。

特に、避難直後から必要になる機器・用具類は、運動場の一角に防災倉庫を設置し、保管しておくことが望ましい。ただし、水害等の発生を考慮して、防災倉庫の建て方や防災用具類の保管方法を工夫する必要がある。

《参考1》Ⅱ類とは：大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用することができること。

(国土交通省ホームページ「官庁施設の総合耐震計画基準」より引用)

《参考2》余震について東日本大震災では、平成23年3月11日14時46分の本震発生以降、当日に発生した余震は以下のとおりである。

震度5弱以上： 12回(本震を除く)

震度1以上： 404回(本震を除く)

(気象庁ホームページより)

《参考3》八雲中学校区の学校施設(校舎・体育館)一覧

学校名	棟番号	枝番	建物 区分	構造 階数	建設年			面積(m ²)
					年号	年	月	
八雲小学校	3	1	校舎	R3	S	39	2	645
	3	2	校舎	R3	S	40	3	1,313
	3	3	校舎	R3	S	43	1	817
	3	4	校舎	S1	S	50	10	48
	4		校舎	W1	S	39	1	36
	5	1	校舎	R4	S	45	5	1,544
	5	2	校舎	R4	S	46	5	514
	8		校舎	S1	S	46	10	5
	11		校舎	S1	S	50	10	12
	12		体育館	R3	S	53	5	844
	13		校舎	S1	S	53	5	47
	18		校舎	S1	S	63	3	8

学校名	棟番号	枝番	建物 区分	構造 階数	建設年			面積(m ²)
					年号	年	月	
下島小学校	1	1	校舎	R4	S	50	3	2,629
	1	3	校舎	R4	H	5	3	133
	2	1	校舎	R3	S	50	3	683
	2	2	体育館	R3	S	50	5	809
	4		校舎	R1	S	50	3	15
	5		校舎	S1	S	50	3	23
	6		校舎	R1	S	50	3	10
	7		校舎	S1	S	50	3	48
	10		校舎	R4	H	5	3	716

学校名	棟番号	枝番	建物 区分	構造 階数	建設年			面積(m ²)
					年号	年	月	
八雲中学校	1	1	校舎	R4	S	43	3	2,040
	1	2	校舎	R4	S	43	5	498
	2	1	体育館	R3	S	46	3	780
	2	2	校舎	R3	S	48	3	167
	2	3	校舎	R3	S	51	3	335
	6	1	校舎	R4	S	48	3	720
	6	2	校舎	R4	S	57	1	240
	10		校舎	R3	S	51	3	408
	11		校舎	S1	S	51	3	6
	12		校舎	S1	S	51	3	49
	13		校舎	S1	S	51	3	6
	17		校舎	S1	S	59	6	8

(d) 児童生徒の引渡し方法

大規模地震発生後に児童生徒を保護者に引き渡すための手順や必要となる書類などを示し、迅速な引き渡し作業を行う。

大規模地震発生後の学校の運動場は、校舎から避難してきた児童生徒と学校へ避難してきた地域住民とで混乱することが予想される。

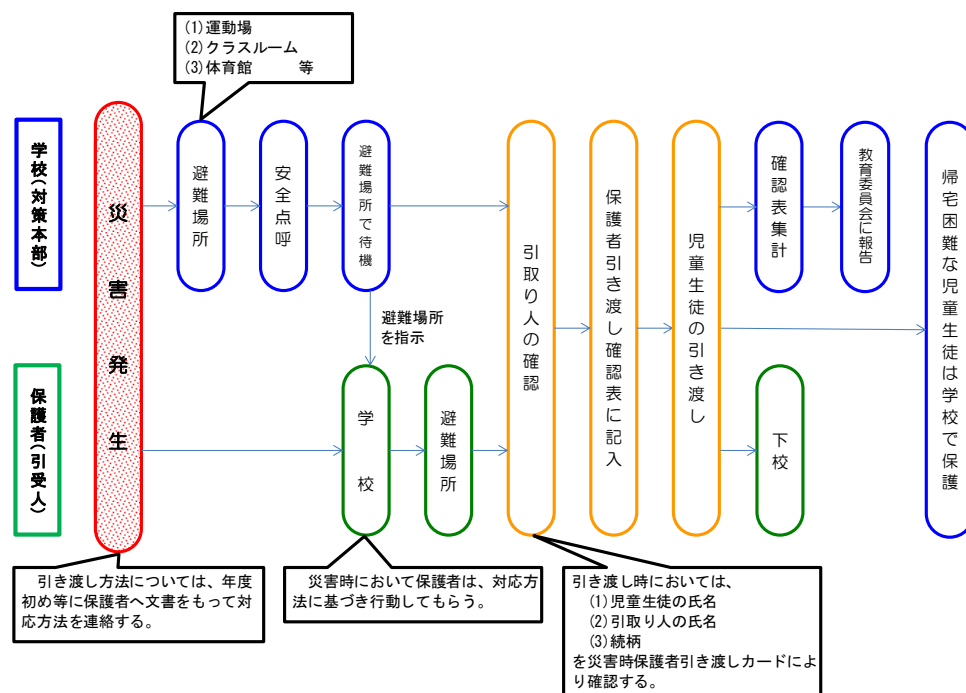
このため、児童生徒を『迅速かつ適切』、さらに『安全』に保護者へ引き渡すため、引き渡し場所について、以下の案が考えられる。

- ◇ 『迅速かつ適切』を重視した場合・・・普通教室
 - ・各クラスが分けられている
 - ・席に着くことで、生徒一人ひとりの状況が確認しやすい
 - ・クラス会等への出席で、保護者も教室の位置を認識している

- ◇ 『安全』を重視した場合・・・・・・・・・・運動場
 - ・引き渡しに時間を要しても、2次、3次被害に遭う可能性が低い
 - ・避難場所移動による混乱が避けられる

以上のことから、児童生徒の引き渡しについては『普通教室』を活用することが望ましいが、【学校施設の取り扱い】での検討結果を踏まえ、現状においては『安全』を最優先とすることが適切と判断し、学校の運動場で児童生徒を引き渡すこととする。（図5を参照）

図5 児童生徒の保護者引き渡しの主な流れ



(e) 保護者や関係機関、地域自治会との連絡体制の整備

警報発令時等において、児童生徒の完全確保を図るため、学校と関係機関との連絡体制を整備する。

なお、関係機関等との連絡体制は、既存の連絡体制で十分機能していることから、今回は既存の体制の確認することに留めておく。

(f) 備蓄品の確保

災害発生時において、帰宅困難な児童生徒などに提供するため、非常食や飲料水、防寒品等の日常品を備える。

帰宅困難な児童生徒は、「保護者が不在のため帰宅できない」や「水害等気象状況で下校できない」などがあり、このような場合、学校が児童生徒を保護することとされている。災害の規模が大きい場合、児童生徒を保護する時間が長時間にわたることから、学校として非常食等を保有しておく必要がある。

備蓄品の量については、児童生徒が一日学校に足止めになること想定し、非常食3食分と水3ℓ（1人が1日で消費する量）とした場合

・八雲小学校：児童数356人

非常食3食×356人=1,068食分

飲料水6本（3000ml÷ペットボトル500ml）×356人=2,136本

・下島小学校：児童数299人

非常食3食×299人=897食分

飲料水6本（3000ml÷ペットボトル500ml）×299人=1,794本

・八雲中学校：生徒数368人

非常食3食×368人=1,104食分

飲料水6本（3000ml÷ペットボトル500ml）×368人=2,208本

しかし、学校は膨大な備蓄品を保管する場所を確保するのは困難なことから、必要最小限度の物品として、保存食1食分、飲料水1ℓを保存する量とする。

（図6を参照）

なお、各学校に設置されている備蓄倉庫は、市の防災担当が設置していることから、学校の判断で使用することができないため、学校は新たに備蓄倉庫を用意する必要がある。

図6 帰宅困難な児童生徒等のための備蓄品

- ・非常食（カンパン等）・・・児童生徒・教職員数 × 1食分 程度
- ・飲料水・・・児童生徒・教職員数 × 1リットル 程度
- ・毛布等（日常生活用品類）・・・児童生徒・教職員数分

(g) 避難所運営への関わり方

学校の避難所運営への関わり方については、災害の規模が大きい程、避難所運営には人手が必要となるため、学校の教職員はあらかじめ役割分担を決めて、避難所運営を支援する。

東日本大震災では、多くの教職員が避難所運営に従事しなければならず、結果として学校再開に支障をきたす学校が生じる結果となった。

◇避難所の運営主体（避難所として利用された 525 校が対象）

- ・ 教職員が主体的に運営した・・・26.9%
- ・ 教職員から市町村職員等に運営が移行した・・・43.6%
- ・ 市町村職員等が主体的に運営した・・・23.0%
- ・ その他・・・5.5%

◇学校が避難所として利用されたことによる課題

- ・ 教職員が多忙を極め、学校(園)再開の準備等に支障が出る問題が生じた・・・32.8%
- ・ 教室などの施設が避難所として利用されたことにより、学校(園)再開の面で問題が生じた・・・32.8%
- ・ 施設が破損する・備品がなくなる問題が生じた・・・22.9%
- ・ 特に問題となるような影響はなかった・・・37.9%
- ・ その他・・・14.3%

(文部科学省 HP「平成 23 年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査」
報告書より引用)

このことから、災害発生後の混乱する中、避難所運営へ適切に対応するとともに、学校再開に向けた準備を滞りなく進めるため、教職員はあらかじめ役割を決めておくことが望ましい。

(h) 学校施設の点検項目の見直し

地震災害において、学校の施設設備等で児童生徒が負傷することなく、また、避難行動の支障になることがないように、日頃からの安全点検を実施するとともに、防災対策の観点と安全対策の観点を踏まえた点検項目を作成する。

点検項目については、従前より各学校で行われている学校安全点検の点検項目を基本に、文部科学省で策定された「(学校用リーフレット)地震による落下物や転倒物から子どもたちを守ろう～学校施設の非構造部材の耐震化推進～点検のポイント」などを参考に作成した。(図 7-1 を参照)

点検項目の見直しに合わせて、振動、負荷、作動などの点検方法を提示し、より適切な点検ができるようにする。なお、打音による検査方法もあるが、点検を行う教職員では、音の判別が困難と予想されるため、点検方法から外している。

見直された点検項目や点検方法については、実際の学校において確認調査を実施したところである。

現地調査を行った学校は耐震補強工事(大規模改修を含む)前ということもあり、書架や建具類の固定や戸棚にしまわれた教材などの飛び出し防止などの措置が講じられていないなどの不備はあったが、体育館のグランドピアノや普通教室に設置されている電子黒板やオルガン(小学校)などは、床に固定することが難しく、また、重量もあるため、大規模な地震により転倒やすべりなどで児童生徒や教職員に危害を与える可能性がある。(図 7-2)

図 7-2 転倒やすべりの危険性のある物品



体育館 グランドピアノ
(約 300 kg)



電子黒板
(約 60 kg)



オルガン
(約 50 kg)

その他：サッカーゴール、運動場用バスケットゴール、移動式防球ネット

図 7-1 学校施設の安全点検項目

	点検箇所	点検方法			
		目視	振動	負荷	作動
一般教室	床の確認 (腐食、釘の顔出し、床材の剥離など)	○		○	
	壁面の破損状況の確認(ひび割れ、水漏れ、コンクリート片の散乱等)	○			
	壁面の掛物等の確認(時計、掲示物のぐらつき・破損等)	○	○		
	収納棚・建具等の確認 (金具の欠損、ぐらつき等)	○	○		
	収納棚等の収納物品の確認(飛び出し防止材、固定金具の欠損、棚のぐらつき等)	○	○		
	扉の確認(施錠、戸車、レールの破損等)	○	○		○
	窓の確認 (施錠、開閉、枠のぐらつきなど)	○	○		○
	天井の確認 (天井材、照明機器の破損、雨漏り等)	○			
	教室内の整理状況の確認(危険物の放置、出入り口の整理、物品の積み上げ等)	○			
	大型機器等の固定状況等の確認(テレビ、水槽、天井スクリーン等)	○	○		
	洗面台等の確認(蛇口・ハンドルの作動、水漏れ、配管の詰り等)	○			
机、椅子の確認(児童生徒の机や椅子、教員用の机や椅子、教卓の破損状況)	○		○		

	点検箇所	点検方法			
		目視	振動	負荷	作動
特別教室	床の確認 (腐食、釘の顔出し、床材の剥離など)	○		○	
	壁面の破損状況の確認(ひび割れ、水漏れ、コンクリート片の散乱等)	○			
	壁面の掛物等の確認(時計、掲示物のぐらつき・破損等)	○	○		
	収納棚・建具等の確認 (金具の欠損、ぐらつき等)	○	○		
	収納棚等の収納物品の確認(飛び出し防止材や固定金具の欠損、棚のぐらつき等)	○	○		
	扉の確認(施錠、戸車、レールの破損等)	○	○		○
	窓の確認 (施錠、開閉、枠のぐらつきなど)	○	○		○
	天井の確認 (天井材や照明機器の破損、雨漏り等)	○			
	教室内の整理状況の確認(危険物の放置、出入り口の整理、物品の積み上げ等)	○			
	大型機器等の固定状況等の確認(パソコン、ピアノ、調理機器等)	○	○		
	洗面台等の確認(蛇口・ハンドルの作動や水漏れ、配管の詰り等)	○			○
机、椅子の確認(児童生徒の机や椅子、教員用の机や椅子、教卓の破損状況)	○		○		

	点検箇所	点検方法			
		目視	振動	負荷	作動
体育館	床の確認 (腐食、釘の顔出し、床材の剥離など)	○		○	
	壁面の破損状況の確認(ひび割れ、水漏れ、コンクリート片の散乱等)	○			
	壁面の掛物等の確認(時計や運動遊具、放送設備のぐらつき・破損等)	○	○		
	収納庫内の整理状況の確認(跳び箱やボード類、パイプいす等)	○	○		○
	扉の確認(施錠、戸車、レールの破損等)	○	○		○
	窓の確認 (施錠、開閉、枠のぐらつきなど)	○	○		○
	天井の確認 (天井材や照明機器の破損、雨漏り等)	○			
	大型機器等の固定状況等の確認(ピアノ等)	○	○		
	洗面台等の確認(蛇口・ハンドルの作動や水漏れ、配管の詰り等)	○			○
便所	扉の確認(施錠、蝶番等の破損)	○	○		○
	排水口等の確認 (水の流れ具合やつまりの有無)	○			
	窓の確認 (施錠、開閉、枠のぐらつきなど)	○	○		○
	洗面台等の確認(蛇口・ハンドルの作動や水漏れ、配管の詰り等)	○			○
	収納棚・建具等の確認 (金具の欠損、ぐらつき等)	○	○		

	点検箇所	点検方法			
		目視	振動	負荷	作動
廊下・階段	床の確認 (腐食、釘の顔出し、床材の剥離等)	○		○	
	滑り止めの確認 (滑り止め部分の摩耗・破損)	○		○	
	壁面の破損状況の確認(ひび割れ、水漏れ、コンクリート片の散乱等)	○			
	壁面の掛物等の確認(時計、掲示物のぐらつき・破損等)	○	○		
	収納棚・建具等の確認 (金具の欠損、ぐらつき等)	○	○		
	収納棚等の収納物品の確認(飛び出し防止材や固定金具の欠損、棚のぐらつき等)	○	○		
	窓の確認 (施錠、開閉、枠のぐらつきなど)	○	○		○
屋外等	天井の確認 (天井材や照明機器の破損、雨漏り等)	○	○		
	整理状況の確認(危険物の放置、出入り口の整理、物品の積み上げ等)	○			
	エレベータの動作確認 (扉の開閉、動作確認)	○			○
	洗面台等の確認(蛇口・ハンドルの作動や水漏れ、配管の詰り等)	○			○
	外壁等の確認 (外壁や塀のひび割れや剥離等)	○			
屋上フェンスの確認(フェンスの腐食、破損)	○				
空調室外機や自動販売機等大型機械類の確認(ぐらつきや固定金具の欠損等)	○	○			
運動遊具や掲揚ポール等工作物の確認(ぐらつきや金属の腐食、固定金具の欠損等)	○	○			

(i)防災教育の実施

これまでに検討されてきた防災対策をはじめ、災害に関する知識や災害に伴う身の回りの危険性などを学ぶことで、児童生徒の防災に関する意識の向上を図る。

(図 8-1 を参照)

また、指導する側でもある教員についても、常に新しい防災に関する知識の習得に向けて、研修会等への参加や校内研修会の開催により、より効果的な防災教育の実施に努める。(図 8-2 を参照)

図 8-1 児童生徒の防災教育イメージ

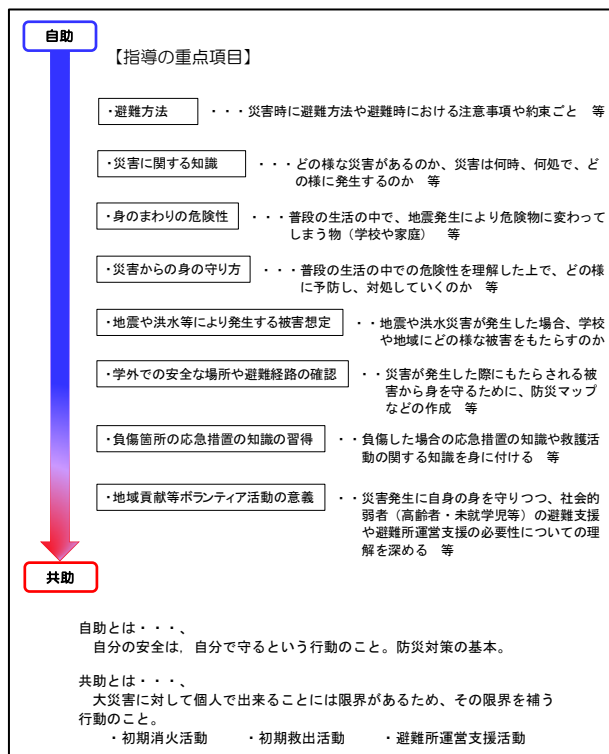
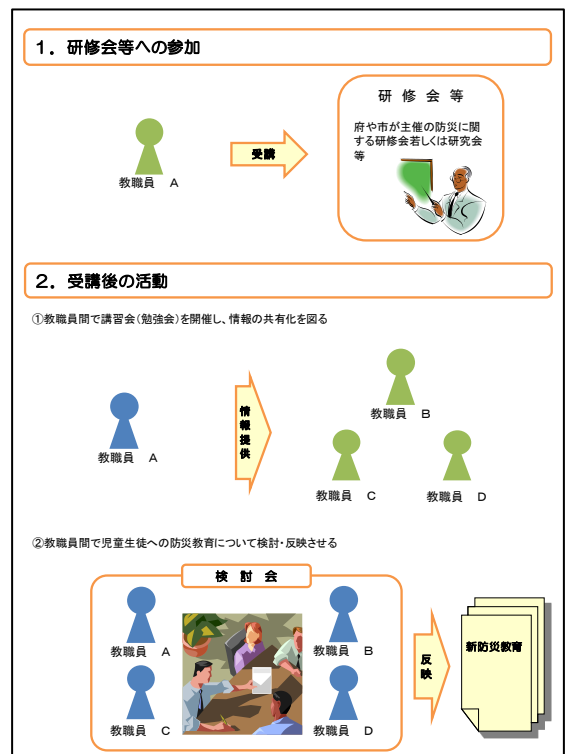


図 8-2 教職員の防災教育イメージ



(3) 策定された事項と今後の課題

①八雲中学校校区小中学校の防災力強化検討委員会で策定された内容

- ① 学校災害対策本部の設置について
- ② 八雲中学校校区防災連絡会議の設置について
- ③ 警報・地震発生時の対応について
- ④ 災害発生時の避難行動について
- ⑤ 保護者への引渡しについて
- ⑥ 児童生徒に対する備蓄品について
- ⑦ 学校と関係機関等との連絡体制について
- ⑧ 避難所開設時における学校側（教職員）の対応について
- ⑨ 学校施設の安全点検項目について
- ⑩ 防災教育について

上記策定された内容については、別途「守口市立八雲中学校区 学校防災マニュアル」として、取りまとめた。

②事業の実施により見えてきた課題

- ① 建築士等専門家による被災直後の学校施設の安全確認の実施
- ② 学校専用の備蓄倉庫や防災倉庫の設置
- ③ 様々な災害に対応した備蓄品の保管方法
- ④ 固定が困難な大型設備に対する安全対策
- ⑤ 児童生徒の安全かつ迅速な保護者への引渡し方法
- ⑥ 様々な時間帯での避難訓練
- ⑦ 夜間などの学校施設が施錠されている時間における避難所開設の対応
- ⑧ 未就学児や身体障がい者などの防災体制